

「行田市子ども・子育て会議」は、「子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)」第77条第1項に基づき、市町村の合議制の機関である「地方版子ども・子育て会議」として設置しています。

また、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき「行田市子ども・子育て会議条例」により設置する行田市の附属機関にあたるほか、附属機関の委員は、特別職の公務員(非常勤)にあたります。

【子ども・子育て支援法】

(市町村等における合議制の機関)

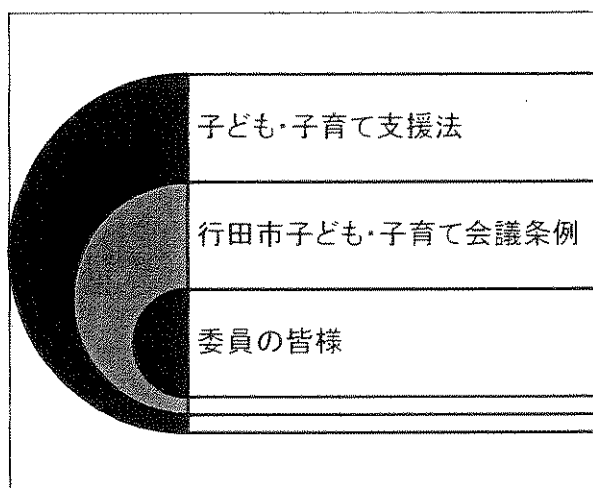
第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一～四 (略)

【地方自治法】

第一百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。



行田市子ども・子育て会議の役割

行田市子ども・子育て会議の役割は次のとおり。(支援法第77条、会議条例第2条)

- (1) 市長が定める特定教育・保育施設(認定子ども園・幼稚園・保育園)の利用定員の設定に対して意見を述べること。
- (2) 市長が定める地域型保育事業(家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業)の利用定員の設定に対して意見を述べること。
- (3) 行田市子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～平成31年度予定)の策定や、変更に対して意見を述べること。
- (4) 行田市の子ども・子育て支援に関する総合的かつ計画的な推進についての調査審議を行うこと。

